

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-44)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	512,441	355,987	491,133	657,009
		補正予算(b)	80,407	150,000	78,301	
		繰越し等(c)	▲ 114,803	100,250	91,433	
		合計(a+b+c)	478,045	606,237	660,867	
	執行額(百万円)	464,477	539,308	548,242		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2016 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(2016年3月11日閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>除染特別地域においては、平成27年度末までに田村市、大熊町、楡葉町、川内村、葛尾村、川俣町及び双葉町について、除染実施計画に基づく面的除染が完了。残りの市町村についても除染実施計画に基づく除染を平成28年度中に完了させるべく除染実施中。</p> <p>なお、避難指示解除の要件(①空間線量率が推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議)が充足された地域は避難指示が解除され、平成28年3月までに11市町村中3市町村で避難指示が解除された。</p>	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり 当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	—
追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
	<p>政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し放射線防護措置に取り組んでいる。</p> <p>その中で除染については、汚染状況重点調査地域について、8県93市町村において、除染実施計画に基づき、作業が進められている。そのうち子供の生活環境を含む公共施設等については、福島県内で約9割、福島県外ではほぼ完了となるなど、予定された除染が完了に近づいている。</p>	長期的な目標 総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す	—	
中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
	<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成27年3月から、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、おおむね一年程度かけ、それぞれの現地状況に応じて約1,000m³程度ずつ除去土壌等を輸送するパイロット輸送を開始し、当初予定していた福島県内全43市町村からパイロット輸送による除去土壌等の搬入を実施した。</p> <p>並行して、施設整備の前提となる用地の取得については、個別訪問等による丁寧な説明を行うとともに地権者の了解を得た上で物件調査を行い、その結果に基づいて、順次、補償額の算定作業と提示を進めている。平成27年11月に、用地取得を促進するために「地権者説明の加速化プラン」を取りまとめた。</p> <p>さらに、平成28年2月に、「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、同年3月には「当面5年間の見通し」を公表した。</p> <p>なお、除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発戦略等について検討を進めていくため、外部有識者から構成される「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発戦略検討会」を立ち上げ、検討を行い、検討会の結果を受け、技術開発・実証、再生利用の推進等を含む除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略を取りまとめた。</p>	長期的な目標 中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	—	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいる。 具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成26年度末までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町について計画に基づく除染が完了した。また、平成27年度末までに、葛尾村、川俣町及び双葉町についても計画に基づく面的除染が完了した。 市町村が中心となって除染を実施する区域についても、福島県内では子どもの生活環境を含む公共施設等、農地・牧草地の除染は約9割、住宅は約8割に達し、福島県外では「完了」、「概ね完了」市町村が57市町村中49市町村となる等予定した除染の終了に近づいている。また、平成28年3月には、汚染状況重点調査地域に指定されていた茨城県銚田市、栃木県佐野市の指定が解除となった。 ○平成27年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町に中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入を受け入れていただき、同年3月から両町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送開始した。平成28年3月までに、約45000m ³ の除染土壌等を搬入した。 並行して、施設の整備に必要な用地取得を進め、平成28年3月末時点で、83件、約22haの用地を取得した。 また、「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、平成28年度から本格的な施設の整備に着手するとともに、段階的に輸送量を増加していくこととしている。
	施策の分析	○除染作業の実施にあたって、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。国直轄除染については、11市町村中7市町村において除染が完了するなど、確実に進捗している。残りの4市町村についても、除染の加速化及び円滑化を図り、可能な限り工期を短縮化していく。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、引き続き、財政的措置はもとより、技術的支援を行っていく。 ○「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、平成28年度から本格的な施設の整備に着手するとともに、段階的に輸送量を増加していくこととしている。用地取得や施設整備などの施設への継続的な搬入に向けた取組を引き続き着実に進めていくことが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	平成28年度末までの除染実施計画に基づく面的除染の完了、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進に向け、政府一丸となって取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、「環境回復検討会」等において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに資料及び議事録を公表している。
---------------------------	--

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋一(放射性物質汚染対策担当参事官) 西村治彦(中間貯蔵施設担当参事官)	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------------------------------	--------------------	---	----------	---------